

越境ECを活用した海外市場での販路開拓事業（オーストラリア） 委託業務仕様書（案）

産業労働部 営業局

この業務仕様書は、長野県（以下「甲」という）が行う越境ECを活用した海外市場での販路開拓事業（オーストラリア）の業務（以下「本業務」という）を委託するに当たり、本業務を受託する事業者（以下「乙」という。）を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

越境ECを活用した海外市場での販路開拓事業（オーストラリア）

2 業務の目的

アフターコロナにおいて、ECを通じた消費が定着することが見込まれるため、グローバルに展開する越境EC運営会社と連携し、海外で販路開拓を目指す県内事業者を支援する。

3 委託契約期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月31日（金）まで

4 業務内容

本事業は、大手越境ECサイト運営事業者が展開するオーストラリアのサイトに、県産品（食品、工芸品等）を集めた特集コーナーを開設し、6か月程度販売する。

（1）長野県特設ページの開設及び管理運営

- ア オーストラリアで閲覧できる越境ECサイトにおいて、県内事業者が製造する商品を販売する特設ページを開設する。サイトについては、甲と協議し最終決定を行う。
- イ 特設ページ開設に伴い、募集要項で定める応募条件について甲と越境ECサイトを運営する事業者と協議して決定する。
- ウ 特設ページへの参加事業者数は概ね20者以上、出品数は50商品以上とし、本事業をきっかけにオーストラリアでの販路開拓に初めて取組む県内事業者の数を増やす。参加事業者については4（2）で実施する商談会に参加してもらうことを条件とする。
- エ 特設ページでの実績（売上総額、売上内訳、販売先、アクセス数等）を甲に毎月報告する。報告は翌月10日までに行う。最終月に関しては期間終了後、速やかに報告する。
- オ 特設ページについては、乙において適宜更新を行う。
- カ 特設ページでの販売期間は6か月程度とする。
- キ 特設ページに掲載する商品は原則、買取方式とする。

（2）参加事業者の募集及び商談会の開催・運営

- ア 参加事業者の募集は甲が行う。参加事業者に対して希望する商品のFCPシートなどの提出を甲から依頼し、取りまとめは乙が行う。

イ 提出書類については、速やかに関係者と共有し、越境ECサイト運営事業者に商品選定を依頼する。

ウ 商談会はオンライン形式で行い、運営は乙が設営する。

エ 選定された商品について、現地に納品されるまで関係者と連絡調整を行う。

(3) 現地でのプロモーションの実施

ア 特設サイト及び同サイト内の出品企業について、現地メディアやSNSを組み合わせる効果的な販売促進を実施する。

イ 長野県から現地に進出している事業者及び商品を輸出している事業者と連携し、サイトへの集客を行う。

(4) その他

ア 本事業以降も継続的な販路拡大につながる取組みを実施する。

5 スケジュール

以下のとおりとする。なお、詳細日程は、甲と協議のうえ決定する。

日 程		項 目
3月	中旬	・公募型プロポーザル開始
4月	下旬	・受託事業者決定
5月	下旬	・参加事業者募集開始
6月	下旬	・サイト運営会社、貿易会社との商談会開催
以降		・特設ページ開設に向けた準備
10月 ～3月		・特設ページ開設、販売
3月	下旬	・実績報告書の審査業務終了

6 完了検査

(1) 乙は、本業務の完了後に甲の検査を受けるものとする。

(2) 乙は、検査の結果、甲から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

7 業務の実施体制

(1) 業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。

(2) 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。また、業務実施体制表を作成し、甲へ提出すること。提案書においては、県担当者との連絡調整の方法、打ち合わせの頻度等について明記すること。

(3) 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に甲へ書面で報告すること。

8 成果品の帰属

(1) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、甲に帰属する。

また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は乙において必要な権利処理を行うこと。

- (2) 本事業成果物等にかかる権利は、事業実施者が従前権利を有していたものを除き、甲に帰属する。また、加工及び二次利用できるものとする。なお、合理的な理由がある場合はこの限りでないが、留保される権利について、甲に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。
- (3) 乙は、本事業完了後、甲が指定する日までに業務完了報告書を紙媒体1部、電子データ(PDF形式及びWord等の編集可能な形式)で甲に提出すること。

9 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 乙は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 乙は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 乙は、成果品(業務の履行過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

10 再委託

本委託業務を行うに当たっての再委託については、次のとおりとすること。

- (1) 乙は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
- (2) 甲により再委託が承諾されたときは、乙は再委託先に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

11 その他

- (1) 本委託業務の実施に要した経費は、他の事業と経理を区分すること。
- (2) 事業計画が達成できない場合、または委託契約の条件に違反した場合は、委託契約の委託料の一部または全部を返還させ、あるいは損害賠償等を求めることがあるので十分留意すること。
- (3) 本事業を実施するにあたり、法令、国・県の会計、財務規定に従った処理を行わなければならない。
- (4) 乙は、本事業の実施に当たっては、本仕様書及び提案書に従い実施するものとし、実施内容の詳細について事前に甲と協議すること。
- (5) 乙は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め甲と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、甲と協議すること。
- (6) 乙は、本仕様書に記載されていない事項について、甲の指示に従わなければならない。
- (7) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議のうえ、書面によりこれを定める。